

税務・財務情報 第2604号

～ 平成26年度の税制改正 ～
(中小企業オーナー・資産家編)

税務・財務に関する情報をお届けいたします

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、
より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につきまして、
何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！
お考えいただき、お分かりにくい点につきまして、弊社の担当者が
お伺いしたときに、一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、
少しでも貢献できればと願います。

友弘正人



株式会社トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail topp@hi-ho.ne.jp

平成 26 年度の税制改正 ～中小企業オーナー・資産家編～

1 はじめに

平成 25 年 12 月 12 日に与党から平成 26 年度の税制改正大綱が発表になりました。国会での審議の後、平成 26 年 3 月下旬ごろ法案が可決成立される見込みです。

そこで今回は、税制面で中小企業のオーナーと資産家に関連する項目についてご説明いたします。

2 給与所得控除額の見直し

- (1) 給与所得は、収入金額から、一定の算式で計算した金額（給与所得控除額）を控除した金額とされています。この給与所得控除額が、以下のように改正されます。

給与等の収入金額	給与所得控除額		
	平成 25～27 年分	平成 28 年分	平成 29 年分
1,000 万円超 ～ 1,200 万円以下	収入金額×5%+170 万円		220 万円
1,200 万円超 ～ 1,500 万円以下	収入金額×5%+170 万円	230 万円	
1,500 万円超 ～	245 万円		

- (2) 具体例（所得税+住民税）

給与収入	現行	平成 28 年分	現行との差額	平成 29 年分	平成 28 年分との差額
1,000 万円	114 万円	114 万円	+0	114 万円	+0
1,200 万円	170 万円	170 万円	+0	173 万円	+3 万円
1,500 万円	267 万円	274 万円	+7 万円	278 万円	+4 万円
2,000 万円	486 万円	493 万円	+7 万円	497 万円	+4 万円

(注) 夫婦と子 2 人（子のうち 1 人は特定扶養親族、1 人は一般扶養親族）として計算

- (3) 適用時期

平成 28 年分の給与の収入金額が 1,200 万円を超える場合には、給与所得控除額は 230 万円が上限とされます。また、平成 29 年分の給与の収入金額が 1,000 万円を超える場合には、給与所得控除額は 220 万円が上限とされます。

3 復興特別法人税の 1 年前倒しでの廃止

- (1) 平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度は、復興特別法人税として法人税額の 10%の追加の税負担が課せられていました。

- (2) 適用時期

平成 26 年 4 月 1 日以後開始事業年度から廃止されます。

4 交際費等の損金不算入制度の改正について

- (1) 交際費等とは、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」をいいます。

この交際費等については、中小法人についてのみ、その支出額のうち年 800 万円までは損金の額に算入することが認められていましたが、平成 26 年 4 月 1 日以後開始事業年度からは、すべての法人（大法人を含む）について、交際費等の額のうち、「飲食のために支出する費用の額の 50%」を損金の額に算入することができるようになります。また、中小法人は、現行の制度と支出額の 50%とのいずれかを損金算入することができます。

＜交際費等のうち損金算入できる額＞

会社区分	現行	改正後
中小法人	※年 800 万円	年 800 万円と飲食費の 50%とのいずれかを選択
大法人	0	飲食費の 50%

※ 平成 25 年 3 月 31 日までに開始する事業年度は、「年 600 万円」とし、交際費等の支出額の 90%が損金算入限度額となります。

- (2) 適用時期

上記を踏まえた内容に改訂され、平成 28 年 3 月 31 日までに開始する事業年度とした上で適用期限が 2 年延長されます。

5 消費税の簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

- (1) 消費税の簡易課税制度（基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者）は、事業ごとに第 1 種から第 5 種まで区分され、それぞれ「みなし仕入率（90%～50%の 5 段階）」を適用して、納付すべき消費税額を計算することとされています。今回の改正により、以下のとおりとなります。

業種区分（みなし仕入率）	現行	改正後
金融業・保険業	第 4 種（60%）	第 5 種（50%へ引下げ）
不動産業	第 5 種（50%）	第 6 種（40%新設）

- (2) 課税売上高が 3,000 万円の不動産賃貸業の場合の具体例（消費税率 10%）

現行 3,000 万円×10%×（1－50%）＝150 万円

改正後 3,000 万円×10%×（1－40%）＝180 万円

差額 180 万円－150 万円＝30 万円（増税）

- (3) 適用時期

平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されます。

6 土地等に係る取得費加算の特例の見直し

(1) 相続財産である土地等を譲渡した場合、譲渡所得の金額の計算上取得費に加算する額は、現行の「その者が相続したすべての土地等に対応する相続税相当額」から、「その者が譲渡した土地等に対応する相続税相当額」に改正されます。

平成5年の税制改正で「すべての土地等」に改正されていましたが、それ以前に適用されていた税制に戻ります。

(2) 具体例

計算例

- (1) 譲渡者（相続人）の相続税の課税価格（債務控除前） …… 5億円
(2) 譲渡者（相続人）の相続税額 …… 1億円
(3) (1) に含まれる土地の相続税評価額 …… 3億円
(賃貸土地0.8億円，その他土地2.2億円)
(3) のうち、譲渡した土地（所有期間5年超）
賃貸土地（長期譲渡所得）譲渡価額1億円 取得費・譲渡費用0.5億円

【現 行】

・ 相続税の取得費加算額

$$1 \text{ 億円 (相続税額)} \times \frac{3 \text{ 億円 (すべての土地等の価額)}}{5 \text{ 億円 (相続税の課税価格)}} = 0.6 \text{ 億円}$$

・ 賃貸土地の譲渡所得金額

- ① 1億円(譲渡価額) — 0.5億円(取得費・譲渡費用) = 0.5億円
② ① — 0.6億円(取得費加算額) < 0円 ∴ 0円
③ ② × 20.315%(譲渡税率) = 0円 ∴ 納税なし

【改正後】

・ 相続税の取得費加算額

$$1 \text{ 億円 (相続税額)} \times \frac{0.8 \text{ 億円 (譲渡した土地等の価額)}}{5 \text{ 億円 (相続税の課税価格)}} = 0.16 \text{ 億円}$$

・ 賃貸土地の譲渡所得金額

- ① 1億円(譲渡価額) — 0.5億円(取得費・譲渡費用) = 0.5億円
② ① — 0.16億円(取得費加算額) = 0.34億円(譲渡益)
③ ② × 20.315%(譲渡税率) = 約690万円(増税)

(3) 適用時期

平成27年1月1日以後に開始する相続又は遺贈により取得した土地等を譲渡する場合に適用されます。

7 まとめ

今回の税制改正は、中小企業のオーナーにとって全体的には増税になるものが目立ちました。今回の増税は、今まであまり厳しく見ていなかったものを実態に合うようにしたものが多かったように思われます。この流れは、これからも続くのではないのでしょうか？